

期 中 の 評 価 個 表

事業名	直轄地すべり防止事業	事業計画期間	昭和55年度～平成36年度
事業実施地区名 (都道府県名)	早明浦地区(さめうら) (高知県)	事業実施主体	四国森林管理局 嶺北森林管理署
事業の概要・目的	<p>当地区は吉野川上流、大川村・本川村に位置し、急峻な地形、破砕帯特有の脆弱な地質構造であり、昭和50、51年の台風時には全流域にわたって崩壊が多発した。その後の降雨等によりその規模が拡大し、事業規模も大きく、地形・地質特性により復旧・地すべり防止に高度な技術が必要とすることから、高知県、地元村等の強い要請を受け、地すべり活動を抑え、下流域への土砂の流出を防ぐため、昭和55年度より直轄地すべり防止事業に着手した。</p> <p>主な事業内容 山腹工 1.71ha、溪間工 41基</p>		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>本事業の採択当時においては事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていないが、現時点における費用対効果分析結果は以下のとおりである。</p> <p>総費用(C) 8,013,763 千円 総便益(B) 24,621,751 千円 分析結果(B/C) 3.07</p>		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区は三波川結晶片岩地帯の脆弱な地質構造であり、豪雨等の都度山腹斜面の崩壊により、森林の被害、崩壊土砂の流出が発生していた。水需要の増加に伴い早明浦ダム上流域について水源かん養機能の高度な発揮が強く求められている。</p> <p>保全対象：人家224戸、県道、町道、農地</p>		
事業の進捗状況	<p>山腹崩壊地については、崩壊地の拡大防止及び復旧整備のため土留工を設置、草・木本類による緑化工を実施、溪流については、不安定堆積土砂の流出防止及び溪岸侵食の防止を図るため谷止工の整備を進めており、平成15年度までの事業の進捗率は35%(事業費)の見込みである。</p>		
関連事業の整備状況	<p>当地区の下流域に早明浦ダムが設置されており、水源涵養機能等の高度発揮が求められている。</p>		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	<p>当該地域は、早明浦ダム最上流地域の水源地であり、本村のみならず四国の最重要地域として、今後も治山事業の実施を強く要望する。(大川村) 当地区は過去に土砂の流出により人家、国道に被害が発生したこと及び当村における重要な水源地であることから、継続的な治山事業の実施を要望する。(本川村) 当地区は三波川結晶片岩地帯の脆弱な地質構造であり、豪雨が原因で、森林の被害、崩壊土砂の流出による人家国道に被害が発生した地区である。 当事業は、荒廃地の復旧、災害の防止、早明浦ダム水源地域の保全について大きく貢献しており、事業の継続及び早期の完了をお願いしたい。(高知県)</p>		
事業コスト縮減等の可能性	<p>間伐材や転石等の現地発生材を利用した工法を採用するなどにより事業費の低減を図っており、今後もより一層のコスト縮減に努めることとしている。</p>		
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>		
第三者委員会の意見	<p>事業の必要性、有効性、効率性が認められること、地元の強い要望もあることから、今後とも周辺環境に配慮しつつ事業を継続実施することが望ましい。</p>		
評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 地すべりの状況から、放置すれば地すべりの拡大や多量の土砂の流出等が懸念されること、地元からも工事の継続が要望されていることから、下流域の保全等防災機能の発揮のため当事業の実施が必要である。 ・有効性： 事業の実施により地すべりの発生が抑制されることから事業の有効性は認められる。 ・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討されており、また、事業実施に当たってもコスト縮減に努めていることから、効率性は認められる。 <p>上記 から の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針： 継続</p>		